

## 有害物質を取り扱う事業者の皆様へ

# 水質汚濁防止法が改正されました (平成 24 年 6 月 1 日施行)

近年、工場・事業場でトリクロロエチレン等の有害物質の漏えいによる地下水汚染が相次いでいることから、地下水汚染の未然防止を目的として、水質汚濁防止法が一部改正され、平成 24 年 6 月 1 日から施行されることになりました。

### 【改正の概要】

- (1) 届出対象施設の拡大 (該当事業者は使用届出書を提出してください。)
- (2) 構造等に関する基準遵守義務の創設 (既存施設は法施行後 3 年間、適用が猶予されます。)
- (3) 定期点検の義務の創設 (新設・既設に関わらず、法施行日から適用されます。)

## (1) 届出対象施設の拡大 (法第 5 条第 3 項)

工場や事業場において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、都道府県知事に届出なければなりません。

有害物質を取り扱う事業場において、次のものが新たに届出の対象となります。

### ● 下水道等に排水の全量を放流している有害物質使用特定施設

有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のうち、事業場からの排水の全量 (雨水を含む) を下水道等に放流している施設

### ● 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵するタンク等の施設

※施設とは、一定期間設置されるものをいい、ドラム缶等の移動可能なものは原則として該当しない。

※不純物として有害物質を含むが、有害物質そのものを貯蔵することを目的としない施設は該当しない。

平成 24 年 6 月 1 日時点で既に施設を設置している場合は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 29 日までに「使用届出書」を保健所に提出してください。

施行日以降に新たに有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、設置する 61 日以上前に「設置届出書」を保健所に提出してください。

### ※有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及び EPN に限る。)	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

## (2) 構造等に関する基準遵守義務の創設 (法第12条の4)

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設本体の設置場所の床面及び周囲、施設本体に接続する配管・排水溝等について各々定められた構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

なお、構造基準に適合していない施設は、施設の改善等を命じられることがあります。

(法第8条第2項、第13条の3)

## (3) 定期点検の義務の創設

(法第14条第5項)

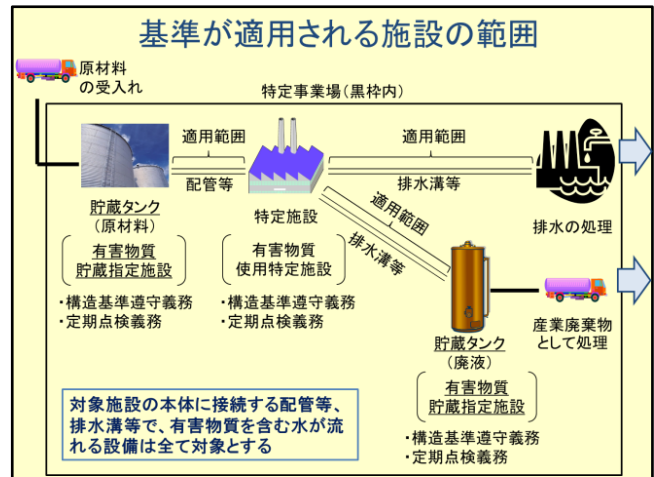
有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、定期的に点検し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられます。(法第33条)

※既存の施設については、構造等に関する基準の適用は、法施行後3年間猶予されますが、定期点検の義務は法施行日から適用されます。

※構造等に関する基準及び定期点検の方法は京都府ホームページに掲載しています。

(ホームページアドレス) <http://www.pref.kyoto.jp/suishitu/chikasuiosen.mizenbousitaisaku.html>



## 【お問い合わせ先】

保健所名 (担当)	所在地	連絡先	管轄市町村
乙訓保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8	TEL 075-933-1341 FAX 075-932-6910	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所 (環境室 環境推進担当)	〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	TEL 0774-21-2913 FAX 0774-21-2163	宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒619-0214 木津川市木津上戸 18 の 1	TEL 0774-72-4303 FAX 0774-72-8412	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	TEL 0771-62-4755 FAX 0771-62-0451	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91	TEL 0773-22-6383 FAX 0773-22-0429	福知山市
中丹東保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499	TEL 0773-75-1156 FAX 0773-76-7897	舞鶴市、綾部市
丹後保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	TEL 0772-62-1361 FAX 0772-62-4342	京丹後市、宮津市、与謝野町、伊根町

※京都市に工場及び事業場が所在している場合のお問い合わせ先

京都市環境指導課	京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町 65 朝日ビル 4 階	TEL 075-213-0928
京都市北部環境共生センター (北、上京、左京、中京、右京区)	京都市上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100	TEL 075-451-0211
京都市南部環境共生センター (東山、山科、下京、南、西京、伏見区)	京都市南区西九条森本町 83 (財)京都市環境事業協会 2 階	TEL 075-671-0511